

相続登記に必要な書類について一覧

☒ 被相続人に関する書類

書類名	入手先 (取得方法)	有効期限	備考	当事務所で代行取得
被相続人 (亡くなった方) の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・改正原戸籍謄本・除籍謄本	原則として本籍地のある各市区町村役場 ↳ ただし 戸籍証明書等の広域交付 を利用すれば最寄りの市区町村役場の窓口一か所で全国の戸籍謄本の取得がまとめて行えます	なし	↳ 「戸籍の広域交付」の利用方法について詳しくはウェブサイトのリンク先をご覧ください	○可 ただし司法書士など代理人は戸籍の広域交付は利用できないので、それぞれ本籍地のある市区町村役場から郵送で取り寄せます
被相続人の住民票の除票 ※本籍地も記載されているもの	最後の住所地の市区町村役場	なし	発行の際は本籍地を省略されないようご注意ください	○可

☒ 相続人に関する書類

書類名	入手先 (取得方法)	有効期限	備考	当事務所で代行取得
相続人全員の現在の戸籍謄本	各相続人の本籍地のある市区町村役場	なし (ただし被相続人の死亡日より後に発行されたものが必要)	被相続人の配偶者、婚姻歴のない子は被相続人と同じ戸籍に入っているため不要	○可
相続人全員の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場	なし		×不可

☒ 取得する不動産に関する書類

書類名	入手先 (取得方法)	有効期限	備考	当事務所で代行取得
相続する不動産に関する、最新年度の課税明細書	毎年春頃に都税事務所 (東京都23区以外は市区町村役場) から送付される固定資産税の納税通知書に同封されています	最新の年度のもの	廃棄した、紛失した等で手元に無ければご用意不要です。もしくは昔の年度のものが残っていればそれをご用意ください。	○可 ただし課税明細書は再発行してもらえないので、 固定資産評価証明書 という別の書類を取り寄せます
相続する不動産の権利証 (登記済権利証・不動産登記権利情報といった表紙に綴じられています)	一般的には、ご自宅や貸金庫などで保管されています	なし ※発行されてからかなり年月が経過している古いものも多いです	亡くなった方が不動産を取得されたときに発行されたものです。もし探して見つからなければご用意されなくても大丈夫です。	×不可

☒ そのほか、もしあればご用意いただく書類

書類名	入手先 (取得方法)	有効期限	備考	当事務所で代行取得
遺産分割協議書	こちらは当事務所で作成するので原則不要ですが、もし相続人様が既に作成したものがあればお持ちください	なし		
遺言書 (遺言公正証書・自筆証書遺言書)	一般的には、ご自宅や貸金庫などで保管されています	なし	自筆証書遺言書の場合は家庭裁判所で検認の手続きが必要です	